



2021年 3月10日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) タイ王国におけるGroup Lease PCLによる JTrust Asia Pte.Ltd.に対する損害賠償請求の判決について

Group Lease PCL (以下、GL) がJTrust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) に対して提訴していた損害賠償請求申し立てにつきまして、2020年3月5日タイ王国の裁判所が判決を下し、Group Lease PCLが勝訴しましたが、その後JTAが控訴を行っており、その判決が下されましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

GLはJTAに対して、JTAが根拠のない濫訴を行っていることによる損害賠償請求を求めて、タイ王国において訴訟を提起していたものです。これにつきましては数々の裁判がございますが、今回の損害賠償請求は、JTAが2018年1月に開始いたしましたGLに対する会社更生の申し立てにより行われた2018年1月11日から3月19日の68日間の自動的停止 (Automatic Stay) に関するものとなります。

2. 訴訟提起の相手側の概要

- (1) 名称
JTrust Asia Pte.Ltd.
- (2) 所在地
シンガポール共和国
- (3) 代表者の役職・氏名
代表取締役社長 藤澤信義

3. 判決の内容及び損害賠償金額

- (1) 訴えの内容
第一審で認められた、6億85百万タイバーツ (約24億円) の損害賠償及び経過利息並びに裁判費用を不服として、JTAが控訴を行ったものであります。
- (2) 訴訟の目的の価額
6億85百万タイバーツ (約24億円)
- (3) 判決の内容

第一審判決を取り消し、GLに対し、700,000タイバーツ（約250万円）のJTAに生じた裁判費用を支払うように命じました。

4. 今後の見通し

今回の控訴審の判決は、GLの損害賠償請求が認められなかっただけであり、その損害賠償の元となったJTAが提起したGLの会社更生申立訴訟は既にお知らせしているとおり、JTAの請求がすべて棄却され、GLが勝訴している状況です。

今後の対応につきましては、法律専門家とも十分協議を行い、当該判決の内容を精査の上、当社グループの損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

また、公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

なお、GLは当該判決についてタイ証券取引所にリリースを公表しておりますので、その内容を日本語訳にて下記にご紹介いたします。

(以下、GL社公表のプレスリリースの翻訳)

Group Lease Public Company Limited (以下「当社」という。)が2018年4月30日にJTrust Asia Pte.Ltd. (以下「JTA」という。)に対し、不法行為に基づいて提起しておりました損害賠償請求訴訟についてお知らせいたします。

2020年3月5日、第一審裁判所は、当社が勝訴し、JTAが当社に685.5百万タイバーツ（日本円で約24億円）の支払い義務があるとの判決を下しており、その後JTAは控訴審に上告しておりました。

本日、当社は控訴裁判所が第一審裁判所の判決を覆し、JTAの行為は不法行為ではないとの判決を下したことをタイ証券取引所にお知らせします。双方の裁判所費用とJTAの弁護士費用として70万タイバーツ（日本円で約250万円）の支払いが当社に命じられました。この裁判による損害賠償金はGLHに対するシンガポールの判決を相殺するために使用するとしておりましたが、今回の判決により支払いの一部として使用することはできないものとなりました。当社は、シンガポールの判決に関しては他の被告と、総額の支払いを行うための最善の方法について協議する予定です。加えて、当社はシンガポール裁判所よりGLHが所有するBank JTrust Indonesiaの株式を売却する許可を得ており、それらの売却によって得た資金をJTAへの支払いに充てることを認められました。所有する同株式は現在の簿価で279百万タイバーツ（日本円で約996百万円）となります。

ただし、訴訟手続に準じて当社は最高裁への上告を行う可能性があり、当社は最善の努力を尽くして対応いたします。何らかの進捗があり次第、随時お知らせいたします。

以 上